平成２５年（再イ）第８号
北九州市八幡西区穴生１丁目14番15―405号
再生債務者　河津　知子
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月21日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月21日まで
平成25年４月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号
北海道厚岸郡厚岸町住の江３丁目140番地
再生債務者　石田　秀之
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月31日から平成25年６月７日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１号
長野県小県郡長和町和田5308番地85
再生債務者　角龍　一明
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再ロ）第１００２８号
東京都足立区新田３―37―11―501
再生債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月７日から平成25年６月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００５５号
東京都あきる野市二宮1097番地83
再生債務者　小峰　　悟
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月11日から平成25年７月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号
広島県福山市能島２丁目26番41号
再生債務者　永井　　寛
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月４日から平成25年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１６号
福岡市早良区飯倉２丁目９番５―403号
再生債務者　新宮領　篤
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月15日まで
平成25年４月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第２号
福岡県行橋市大字徳永670番地２
再生債務者　矢部　文目
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月21日まで
平成25年４月30日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２４年（再ロ）第２０号
大阪府松原市北新町６丁目146番地の４、住民票上の住所堺市堺区大浜北町３丁５番18―401号
再生債務者　橋垣　康浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月24日まで
平成25年４月26日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
広島県尾道市高須町4772番地３　1001号
再生債務者　佐野　光成
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月28日まで
平成25年４月30日　広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００００６号
東京都八王子市大塚55番地３アーバンキャッスル多摩センターⅡ607号
再生債務者　柳　　悠紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第１号
京都府舞鶴市字女布807番地７
再生債務者　井関　雅博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月26日　京都地方裁判所舞鶴支部

平成２４年（再ロ）第１号
徳島県小松島市中田町字中筋131番地の１
再生債務者　山田　稔也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月25日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第２号
徳島県小松島市中田町字中筋131番地の１
再生債務者　山田由香里
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月25日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号
大阪府和泉市伯太町２丁目33番21―303号
再生債務者　杉山　貴章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月26日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１３号
沖縄県南城市大里字仲間738番地３
再生債務者　内間真希乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月26日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第３号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―410号
再生債務者　東　希実子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月30日　　広島地方裁判所呉支部

企業年金基金変更公告

ＳＣＳＫ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　東京都江東区豊洲３丁目２番20号豊洲フロント
2．旧事務所の所在地　東京都港区南青山２丁目26番１号ＳＣＳＫ青山ビル
3．変更年月日　平成25年４月30日
平成 25 年５月 10 日　ＳＣＳＫ企業年金基金
理事長　熊﨑　龍安